

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 9月12日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 平 野 誠 宏

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年10月 3日 午前 8時30分から 令和 7年10月10日 午後 4時30分まで
開札期日	日 時 令和 7年10月15日 午前10時00分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7年10月29日 午後 1時30分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 7年10月16日 午前 9時00分から 令和 7年10月22日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 9月12日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 ※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前 9時00分から午後4時00分までです。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～9	5,008,000 4,006,400	一括	1,001,600	94,084	8,117
1	1,143,000				
2	9,000				
3	417,000				
4	7,000				
5	2,000				
6	1,000				
7	199,000				
8	2,100,000				
9	1,130,000				
備考					



物 件 目 録

1 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字大木
地 番 1050 番 1
地 目 宅地
地 積 299.59 平方メートル

2 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字大木
地 番 1050 番 3
地 目 公衆用道路
地 積 112 平方メートル

持分 40 分の 4

3 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字大木
地 番 1050 番 6
地 目 宅地
地 積 109.29 平方メートル

4 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字大木
地 番 1056 番 1
地 目 公衆用道路
地 積 87 平方メートル

持分 40 分の 4

5 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字大木
地 番 1056 番 2



物 件 目 録

地 目 公衆用道路

地 積 18 平方メートル

持分 40 分の 4

6 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字大木

地 番 1056 番 4

地 目 公衆用道路

地 積 6.92 平方メートル

持分 40 分の 4

7 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字大木

地 番 1056 番 7

地 目 宅地

地 積 52.20 平方メートル

8 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字大木 1050 番地 1

家屋 番号 1050 番 1

種 類 倉庫・事務所

構 造 鉄骨造瓦葺 3 階建

床 面 積 1 階 126.35 平方メートル
2 階 126.35 平方メートル
3 階 126.35 平方メートル

(現況)

床 面 積 1 階 約 180 平方メートル
2 階 約 128 平方メートル



物 件 目 録

3 階 126.35 平方メートル

物件 8 主である建物及び物件 9 は一体建物である。

(附属建物)

符 号 1

種 類 事務所

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 15.12 平方メートル

9 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字大木 1050 番地 6、1056 番地 7

家屋 番号 1050 番 6

種 類 居宅・倉庫

構 造 鉄骨・木造瓦葺 2 階建

床 面 積 1 階 118.86 平方メートル
2 階 62.37 平方メートル

(現況)

種 類 居宅・倉庫・事務所

物件 8 主である建物及び物件 9 は一体建物である。



物 件 明 細 書

令和 7年 8月25日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 平 野 誠 宏

1 不動産の表示

【物件番号1～9】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号8】

本件所有者が2階南東側和室部分を占有している。

本件債務者が上記以外の部分を占有している。本件債務者の占有権限は使用借権と認められる。

【物件番号9】

本件所有者が2階部分を占有している。

本件債務者が1階部分を占有している。本件債務者の占有権限は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記



載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字大木
地 番 1050番1
地 目 宅地
地 積 299.59平方メートル

所有者 A

- 2 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字大木
地 番 1050番3
地 目 公衆用道路
地 積 112平方メートル

共有者 A 持分40分の4

- 3 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字大木
地 番 1050番6
地 目 宅地
地 積 109.29平方メートル

所有者 A

- 4 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字大木
地 番 1056番1
地 目 公衆用道路
地 積 87平方メートル

共有者 A 持分40分の4



物 件 目 録

5 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字大木
 地 番 1056番2
 地 目 公衆用道路
 地 積 18平方メートル
 共有者 A 持分40分の4

6 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字大木
 地 番 1056番4
 地 目 公衆用道路
 地 積 6.92平方メートル
 共有者 A 持分40分の4

7 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字大木
 地 番 1056番7
 地 目 宅地
 地 積 52.20平方メートル
 所有者 A

8 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字大木1050番地1
 家屋 番号 1050番1
 種 類 倉庫・事務所
 構 造 鉄骨造瓦葺3階建
 床 面 積 1階 126.35平方メートル



物 件 目 録

2階 126.35平方メートル
3階 126.35平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約180平方メートル
2階 約128平方メートル
3階 126.35平方メートル

物件8主である建物及び物件9は一体建物である。

(附属建物)

符 号 1
種 類 事務所
構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 15.12平方メートル

所有者 A

9 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字大木1050番地6、1056番地7

家屋 番号 1050番6
種 類 居宅・倉庫
構 造 鉄骨・木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 118.86平方メートル
2階 62.37平方メートル

(現況)

種 類 居宅・倉庫・事務所

物件8主である建物及び物件9は一体建物である。

所有者 A



令和7年(ケ)第29号
令和7年5月20日受理
令和7年6月16日提出



現況調査報告書

(物件1～9)

高松地方裁判所

執行官 竹村 優 司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字大木
 地 番 1050番1
 地 目 宅地
 地 積 299.59平方メートル

所有者 A

2 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字大木
 地 番 1050番3
 地 目 公衆用道路
 地 積 112平方メートル

共有者 A 持分40分の4

3 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字大木
 地 番 1050番6
 地 目 宅地
 地 積 109.29平方メートル

所有者 A

4 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字大木
 地 番 1056番1
 地 目 公衆用道路
 地 積 87平方メートル

共有者 A 持分40分の4

物 件 目 録

5 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字大木
 地 番 1056番2
 地 目 公衆用道路
 地 積 18平方メートル

共有者 A 持分40分の4

6 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字大木
 地 番 1056番4
 地 目 公衆用道路
 地 積 6.92平方メートル

共有者 A 持分40分の4

7 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字大木
 地 番 1056番7
 地 目 宅地
 地 積 52.20平方メートル

所有者 A

8 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字大木1050番地1
 家屋 番号 1050番1
 種 類 倉庫・事務所
 構 造 鉄骨造瓦葺3階建
 床 面 積 1階 126.35平方メートル



物 件 目 録

2階 126.35平方メートル
3階 126.35平方メートル

(附属建物)

符 号 1

種 類 事務所

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 15.12平方メートル

所有者 A

9 所 在 仲多度郡多度津町大字葛原字犬木1050番地6、1056番地7

家屋 番号 1050番6

種 類 居宅・倉庫

構 造 鉄骨・木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 118.86平方メートル
2階 62.37平方メートル

所有者 A



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	仲多度郡多度津町大字葛原字大木1050番1, 字同1050番6, 字同1050番7 (登記簿上の所在地番)		
土地	物件1, 3, 7		
現況地目	☒ 宅地(物件1, 3, 7) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し, 占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件8		
種類, 構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる(☒ 主たる建物 ☐ 附属建物) 年月日不詳の, 1階北端, 西端側及び南東角付近(物件9建物との連絡通路), 並びに, 2階南東角付近(物件9建物との連絡通路)の増築により, 下記のとおりとなっている ☐ 種類: ☐ 構造: ☒ 床面積: 1階 約180㎡ 2階 約128㎡ 3階 126.35㎡		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積: }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☒ その他の者(株式会社東原パック包装(破産管財人弁護士B)) 上記の者(建物所有者)が本建物の2階南東側和室部分を居室の一部として使用している 上記の者(その他の者(株式会社東原パック包装(破産管財人弁護士B)))が本建物(上記の範囲を除く全て)を事務所・倉庫として使用している ☒ その他の者(株式会社東原パック包装(破産管財人弁護士B))の占有権原については, 「執行官の意見」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	物件8建物と物件9建物は1, 2階で連絡通路で繋がっている。連絡通路に障壁を造り両建物を分断することは建物の機能性を損なうこととなることから, 両建物は合体状態にあるものと思料する		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「☒」の箇所の記載のとおり

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	仲多度郡多度津町大字葛原字大木1050番1, 字同1050番6, 字同1056番7 (登記簿上の所在地番)		
土地	物件1, 3, 7		
現況地目	☒ 宅地(物件1, 3, 7) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し, 占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☐ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件9		
種類, 構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☒ 種類: 居宅・倉庫・事務所 ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積: }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☒ その他の者(株式会社東原パック包装(破産管財人弁護士B)) 上記の者(建物所有者)が本建物の2階部分を居宅として使用している 上記の者(その他の者(株式会社東原パック包装)(破産管財人弁護士B))が本建物の1階部分を事務所・倉庫として使用している ☒ その他の者(株式会社東原パック包装)(破産管財人弁護士B)の占有権原については, 「執行官の意見」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	物件8建物と物件9建物は1, 2階で連絡通路で繋がっている。連絡通路に障壁を造り両建物を分断することは建物の機能性を損なうこととなることから, 両建物は合体状態にあるものと思料する		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(土地用)

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり
住 居 表 示	仲多度郡多度津町大字葛原字大木１０５０番３，字同１０５６番１，字同１０５６番２，字同１０５６番４（登記簿上の所在地番）
土 地	物件２，４，５，６
現 況 地 目	☐ 宅地（物件 ） ☒ 公衆用道路（物件２，４，５，６） ☐ 農地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐
形 状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地共有者ら ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に，下記目的外建物を所有し，占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し，占有している ☒ 上記の者らが公衆用道路として利用している ☐ ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐
そ の 他 の 事 項	物件２，４，５，６のそれぞれ持分４０分の４が対象である
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 令和 年 支部 令和 年 第 令和 年 号
建 物 （ 目 的 外 建 物 ）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■A (物件1, 3, 7, 8, 9土地建物の所有者, 物件2, 4, 5, 6は共有者)	1 私は本件物件1, 3, 7, 8, 9土地建物の所有者です。物件2, 4, 5, 6の公衆用道路については共有者です。 2 物件8建物の2階南東側和室は, 物件9建物2階の居室部分と一体となって居宅として私が令和6年8月末まで家族で利用していました。それ以外の物件8建物は全て私が代表者を務めていました株式会社東原パック包装が事務所・倉庫として令和6年8月末まで利用していました。 物件9建物は, 1階部分を株式会社東原パック包装が事務所・倉庫として令和6年8月末まで利用していました。また, 2階部分では私が家族で居宅として令和6年8月末まで利用していました。 物件8建物の2階居室部分には私と家族の家財道具類が, 事務所・倉庫部分には株式会社東原パック包装の商品や備品等が存在し, それぞれの占有が継続している状態です。 3 物件8, 9建物は1階と2階が連絡通路で繋がっています。両建物の利用上通路を閉鎖する形で分断されると, 両建物を機能的に利用することができなくなると思います。 4 物件1, 3, 7, 8, 9土地建物の会社として利用している範囲の占有権原について, 執行官から尋ねられましたが, 会社の代表者所有の土地建物を会社が利用している形なので, 賃料のやり取りなどなく使用貸借関係になると理解しています。 5 物件8, 9建物の鍵は, 破産管財人B弁護士が持っていますので, 調査の際はそちらに連絡していただくようよろしくお願いします。
■B (破産者株式会社東原パック包装破産管財人弁護士)	1 私は本件物件8, 9建物の占有者である株式会社東原パック包装の破産管財人です。 2 会社の占有している部分については, 私が管理占有している状況にあります。

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見



- 1 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況から2、3枚目記載のとおり認めた。
- 2 多度津町役場及び香川県中讃土木事務所での調査によると、本件土地は都市計画区域内の非線引記区域に存在し、北側を幅員約0.8mの水路を介して幅員約16mの香川県道（建築基準法42条1項1号道路）に、東側を幅員約4.2mの舗装私道（物件2、4、5、6により構成；建築基準法42条1項5号道路）に、それぞれ接道している。
- 3 物件1、3、7土地相互の境界については、現況上判然としないが、一団の土地としての周囲の土地との境界については明らかである。14条1項地図が存在している。
- 4 物件8建物については、経年（築後約38年経過）劣化が見受けられ、建物全体的に床、壁及び天井に損傷箇所が見受けられる。
物件9建物については、経年（築後約40年経過）劣化が見受けられ、建物全体的に床、壁及び天井に損傷箇所が見受けられる。
物件8、9建物の間は1階、2階で連絡通路で繋がっている。建物全体の機能的な利用のためには必要不可欠な連絡通路であることが窺われることから、両建物は合体状態にあるものと思料する。
- 5 物件8、9建物の会社が利用している範囲の利用権原については、所有者の陳述にもあるとおり、会社の代表者所有の土地建物を会社が利用しているということと、会社自体も同族会社であることが窺われることから、使用貸借関係にあるものと思料する。
※ 上記、関係人の陳述及び関係資料等により2、3枚目記載のとおり報告する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年5月21日(水) 11:30-11:45	物件所在地 (物件10, 11)	接道外観等調査
令和7年5月21日(水) 12:00-12:30	物件所在地 (物件1~9)	接道外観等調査
令和7年5月28日(水) 11:50-12:10	法務局(丸亀支局)	公図公簿等閲覧等調査
令和7年5月28日(水) 12:20-12:30	丸亀市塩飽庁町 簗池法律事務所	事情聴取 鍵の借り受け
令和7年5月28日(水) 12:50-13:20	物件所在地 (物件10, 11)	立入調査 評価人同行
令和7年5月28日(水) 13:40-15:30	物件所在地 (物件1~9)	立入調査 評価人同行
令和7年5月28日(水) 15:45-16:00	多度津町役場	公法上の規制等調査
令和7年5月28日(水) 16:15-16:25	丸亀市塩飽庁町 簗池法律事務所	事情聴取 鍵の返却
令和7年5月28日(水) 16:50-17:00	丸亀市飯山町川原 香川県広域水道企業団中讃 ブロック統括センター	上水関係調査
令和7年6月11日(水) 11:40-12:00	多度津町役場	建設課地籍調査係から事情聴取
令和7年6月11日(水) 14:00-14:10	坂出市江尻町 香川県中讃土木事務所	公法上の規制等調査

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

■ 令和 7 年 5 月 28 日

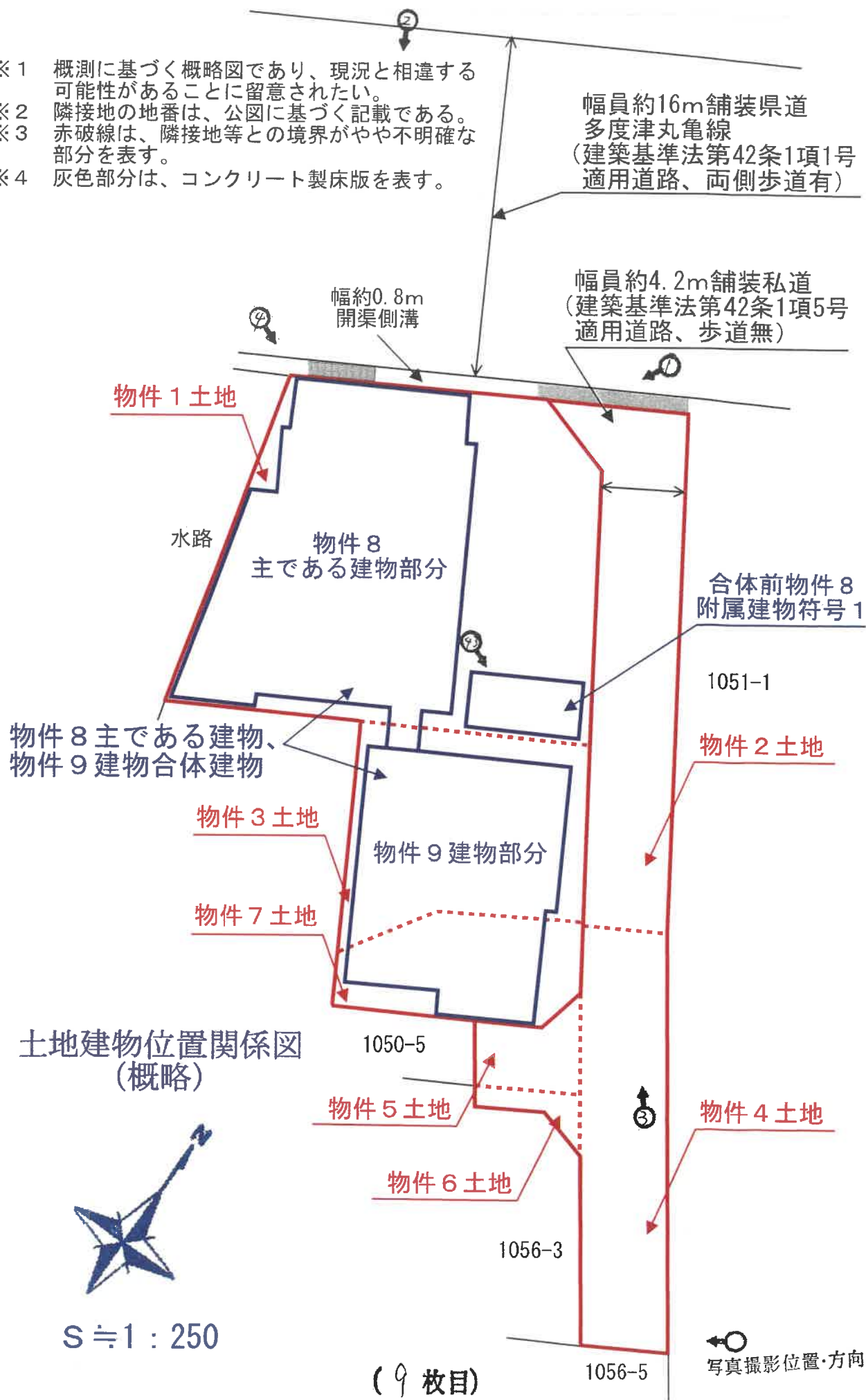
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Cを立ち会わせて破産管財人から借り受けた鍵で解錠の上で建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

- ※ 1 概測に基づく概略図であり、現況と相違する可能性があることに留意されたい。
- ※ 2 隣接地の地番は、公図に基づく記載である。
- ※ 3 赤破線は、隣接地等との境界がやや不明確な部分を表す。
- ※ 4 灰色部分は、コンクリート製床版を表す。

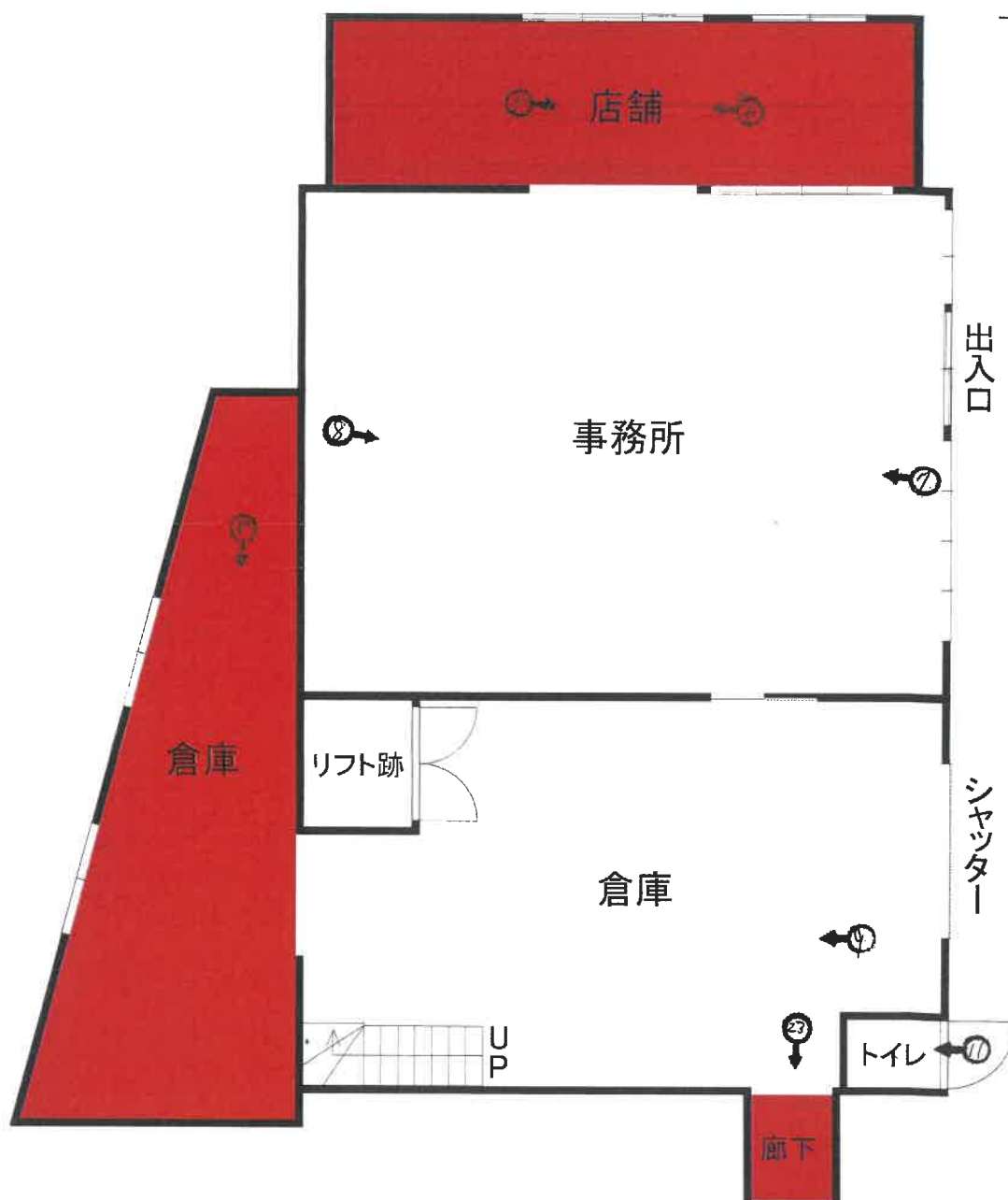


物件8主である建物、
物件9建物合体建物

物件8主である建物部分

※ 赤色部分は未登記増築部分(概測約54㎡)を表す。

1階



間 取 図

物件9建物部分へ
↓

(10 枚目)

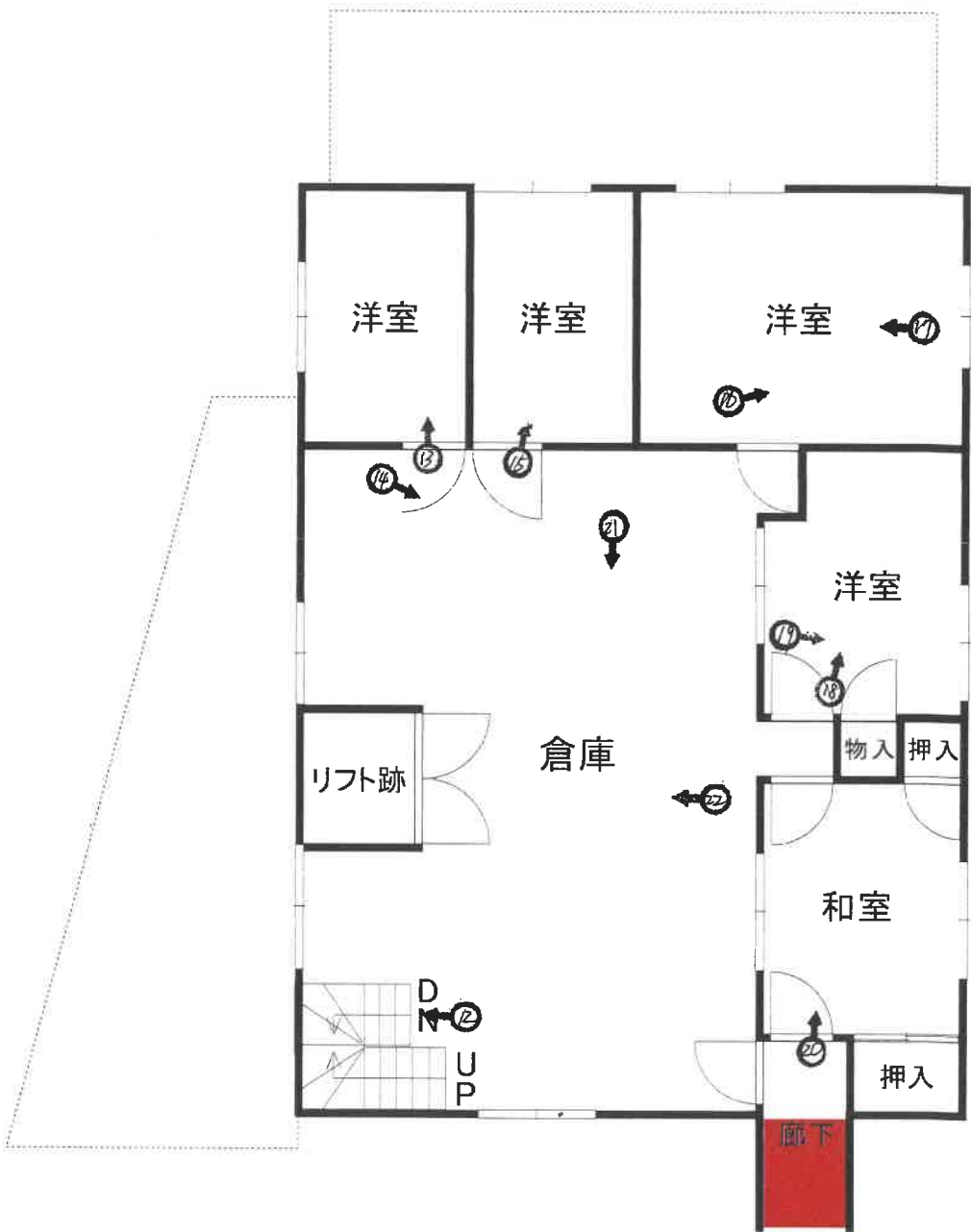
写真撮影位置・方向

物件 8 主である建物、
物件 9 建物合体建物

物件 8 主である建物部分

※ 赤色部分は未登記増築部分（概測約2㎡）を表す。

2階



間 取 図

物件9建物部分へ



(1/ 枚目)

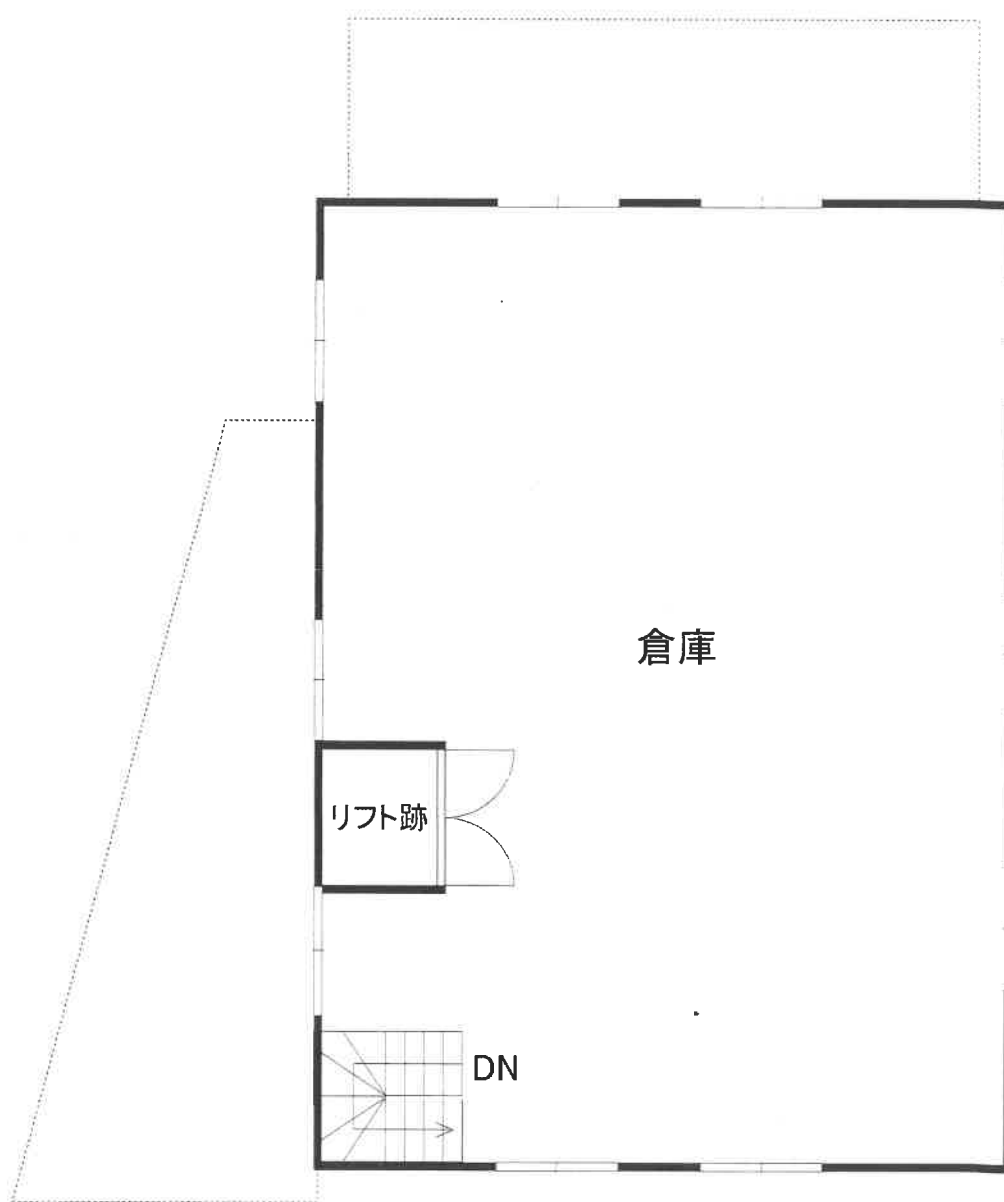


写真撮影位置・方向

物件8主である建物、
物件9建物合体建物

物件8主である建物部分

3階



間 取 図



(12枚目)



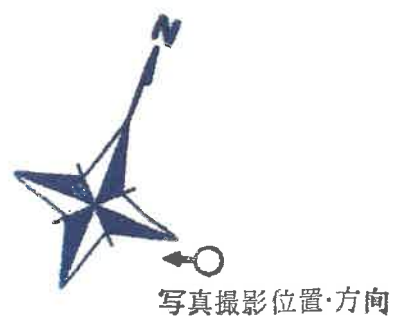
写真撮影位置・方向

合体前物件 8
附属建物符号 1



間 取 図

(13 枚目)



物件8主である建物、
物件9建物合体建物

物件9建物部分



間 取 図

(14枚目)



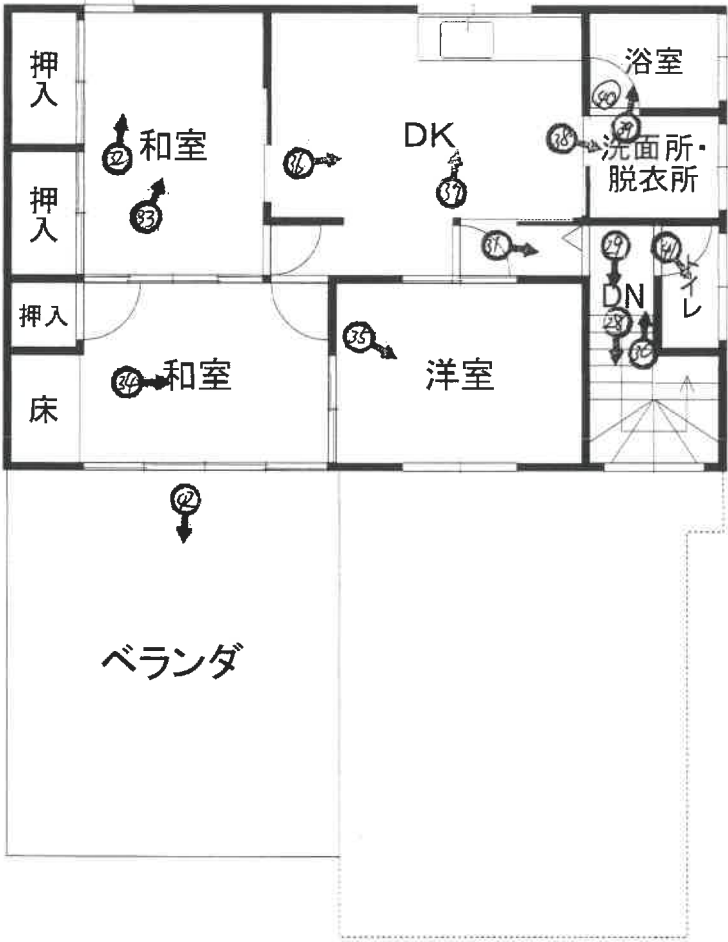
写真撮影位置・方向

物件8主である建物、
物件9建物合体建物

物件9建物部分

↑
物件8主である建物部分へ

2階



間 取 図

(15枚目)



写真撮影位置・方向

1



受命物件の状況

舗装私道（物件2，4，5，6土地で構成；建築基準法42条1項5号道路）

物件8主である建物

2



物件1，3，7土地北側及び西側境界付近の状況

香川県道（建築基準法42条1項1号道路）

3

物件9 建物



物件1, 3, 7土地東側及び南側境界付近の状況

舗装私道（物件2, 4, 5, 6土地で構成；建築基準法42条1項5号道路）

物件8主である建物

4



物件1, 3, 7土地の北側及び西側境界付近

香川県道（建築基準法42条1項1号道路）

水路

5



物件 8 主である建物部分の 1 階北端店舗部分の状況

6



物件 8 主である建物部分の 1 階北端店舗部分の状況

7



物件 8 主である建物部分の 1 階事務所部分の状況

8



物件 8 主である建物部分の 1 階事務所部分の状況

9



物件 8 主である建物部分の 1 階階段付近倉庫部分の状況

10



物件 8 主である建物部分の 1 階西端倉庫部分の状況

1 1



物件 8 主である建物部分の 1 階南東角の外トイレの状況

1 2



物件 8 主である建物部分の 2 階から 1 階への階段の状況

1 3



物件 8 主である建物部分の 2 階北側西端の洋室の状況

1 4



物件 8 主である建物部分の 2 階北側西端の洋室の扉の破損状況

15



物件 8 主である建物部分の 2 階北側西から 2 番目の洋室の状況

1 6



物件 8 主である建物部分の 2 階北側東端洋室の状況

1 7



物件 8 主である建物部分の 2 階北側東端洋室の状況

1 8



物件 8 主である建物部分の 2 階東側中の洋室の状況

1 9



物件 8 主である建物部分の 2 階東側中の洋室の状況

20



物件8主である建物部分の2階南東角和室の状況

2 1



物件 8 主である建物部分の 2 階倉庫部分の状況

リフト跡

2 2



物件 8 主である建物部分の 2 階倉庫部分の状況

2 3



物件 8 主である建物部分から物件 9 建物部分への 1 階通路の状況

2 4



物件 9 建物部分の 1 階中央倉庫の状況

25



物件9建物部分の1階事務所付近の状況

26



物件9建物部分の1階南東角倉庫の状況

27



物件9建物部分のトイレの状況

28



物件9建物部分への2階から1階への階段の状況

29



物件9建物部分への2階から1階への階段の状況

30



物件9建物部分への2階居室部分の玄関周りの状況

3 1



物件 9 建物部分への 2 階居室部分の玄関周りの状況

3 2



物件 9 建物部分から物件 8 主である建物部分への 2 階通路の状況

3 3



物件 9 建物部分の 2 階DK 西側和室の状況

3 4



物件 9 建物部分の 2 階南側和室・洋室の状況

3 5



物件 9 建物部分の 2 階南東側洋室の状況

3 6



物件 9 建物部分の 2 階DKの状況

37



物件9建物部分の2階DKの状況

38



物件9建物部分の2階洗面脱衣所の状況

39



物件9建物部分の2階浴室の状況

40



物件9建物部分の2階浴室出入口ドアのガラスが破損している状況

4 1



物件 9 建物部分の 2 階トイレの状況

4 2



物件 9 建物部分の 2 階ベランダの状況

43



物件8附属建物符号1の状況

4 4



物件 8 未登記附属建物内部の状況

4 5



物件 8 未登記附属建物内部の状況

令和7年(ケ)第29号
令和7年5月28日 現地調査
令和7年6月16日 評価

高松地方裁判所 御中



評 価 書
(物件1～9)

評価人 不動産鑑定士

新 川 智 洋

一 括 価 格	
金 5, 0 0 8, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 1, 1 4 3, 0 0 0 円
物件 2 (土地)	金 9, 0 0 0 円
物件 3 (土地)	金 4 1 7, 0 0 0 円
物件 4 (土地)	金 7, 0 0 0 円
物件 5 (土地)	金 2, 0 0 0 円
物件 6 (土地)	金 1, 0 0 0 円
物件 7 (土地)	金 1 9 9, 0 0 0 円
物件 8 (建物)	金 2, 1 0 0, 0 0 0 円
物件 9 (建物)	金 1, 1 3 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件 1 ないし 9 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1、3、7 の内訳価格は物件 8 及び 9 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 8、9 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格、物件 2、4 ないし 6 の内訳価格は更地価格（ただし、共有持分の価格）である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して、競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 番目積	仲多度郡多度津町大字葛原 字大木 1050番1 宅地 299.59㎡	同左
2	所在地 番目積	仲多度郡多度津町大字葛原 字大木 1050番3 公衆用道路 (共有持分40分の4) 112㎡	同左
3	所在地 番目積	仲多度郡多度津町大字葛原 字大木 1050番6 宅地 109.29㎡	同左
4	所在地 番目積	仲多度郡多度津町大字葛原 字大木 1056番1 公衆用道路 (共有持分40分の4) 87㎡	同左
5	所在地 番目積	仲多度郡多度津町大字葛原 字大木 1056番2 公衆用道路 (共有持分40分の4) 18㎡	同左
6	所在地 番目積	仲多度郡多度津町大字葛原 字大木 1056番4 公衆用道路 (共有持分40分の4) 6.92㎡	同左
7	所在地 番目積	仲多度郡多度津町大字葛原 字大木 1056番7 宅地 52.20㎡	同左

番号	所在等	登記	現況
8	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	仲多度郡多度津町大字葛原 字大木1050番地1 1050番1 (主である建物) 倉庫・事務所 鉄骨造瓦葺3階建 1階 126.35㎡ 2階 126.35㎡ 3階 126.35㎡ 延 379.05㎡ (附属建物符号1) 事務所 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建 15.12㎡	仲多度郡多度津町大字葛原字 大木1050番地1、105 0番地6、1056番地7 倉庫・居宅・事務所 鉄骨・木造瓦葺3階建 1階 約298.86㎡ 2階 約190.37㎡ 3階 126.35㎡ 延 約615.58㎡※ ₁ ※ ₁ 未登記増築部分（1階概 測約54㎡、2階概測約 2㎡）を含む。 ※ ₂ 上記は物件8主である建 物、物件9建物合体建物 （物件8附属建物符号1 を除く。）の記載である。 ※ ₃ 物件8附属建物符号1に ついては、登記のとおり。
9	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	仲多度郡多度津町大字葛原 字大木1050番地6、1 056番地7 1050番6 居宅・倉庫 鉄骨・木造瓦葺2階建 1階 118.86㎡ 2階 62.37㎡ 延 181.23㎡	
特記事項			
・物件8主である建物は増築（1階概測約54㎡、2階概測約2㎡、現況は未登記）された上、物件9建物と合体して1棟の建物を形成している。 ・物件2、4～6土地については、共有持分（40分の4）の売却である。			

一次頁へー

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1、3、7一体地、物件2、4～6土地）

位 置 ・ 交 通	J R 予讃線「多度津」駅の南東方約1.4km（直線距離） （附属資料「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	目的物件の存する近隣地域は、多度津町中心市街地より南東方郊外の葛原地区内、J R 予讃線「多度津」駅の南東方約1.4km付近（直線距離）に位置する。当該地域においては、幹線県道沿いにおいて農地が多く認められる中に、戸建住宅、事業所等が混在する地域を形成している。当該地域においては、特段の地域要因の変化等は見受けられないため、今後もほぼ現況と同様なあり方で推移するものと予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 指定なし 70% 200% 指定なし 特になし
画 地 条 件	有効宅地部分である一団の土地（物件1、3、7、※以下、一団の土地とする。）については、北側間口約12.5m、奥行約31m（最大）、規模461.08㎡（登記記載数量）のやや不整形の角地である。また、物件2、4～6土地は、上記一団の土地に接面する概ね帯状の不整形な画地（現況は公衆用道路の共有持分）である〔附属資料「土地建物位置関係図（概略）」参照〕。なお、地勢は概ね平坦である。	
接面道路の状況	一団の土地の北側で幅員約16m舗装県道（多度津丸亀線、建築基準法第42条1項1号適用道路、両側歩道有）と、幅約0.8m開渠側溝（一部、コンクリート製床版有）を介し概ね等高に、また、同東側で幅員約4.2m舗装私道（建築基準法第42条1項5号適用道路、昭和60年4月10日指定、第1号、歩道無、物件2、4～6土地により構成）と概ね等高に各々接面する〔附属資料「土地建物位置関係図（概略）」参照〕。なお、系統・連続性はやや優る。	
土地の利用状況及び隣地の状況等	一団の土地については、現況では物件8主である建物、物件9建物合体建物及び物件8附属建物符号1の敷地として利用されている。また、一団の土地としての隣接不動産の状況は、東側は私道を介し農地、西側は水路及び道路を介し戸建住宅、南側は戸建住宅等、北側は県道等を介し事業所である。また、物件2、4～6土地は公衆用道路として利用されている〔附属資料「土地建物位置関係図（概略）」参照〕。	
供給処理施設	上 水 道 あり、ガス配管 なし、下 水 道 あり	
特 記 事 項	・一団の土地の範囲について、法務局備付の公図（法第14条1項地図）、建物図面、建築計画概要書、住宅地図、航空写真等を参考にした現地調査等の結果、一団の土地としての周囲の土地との境界については、現況上明らかであるが、物件1、3、7土地相互間及び物件2、4～6土地相互間の境界は判然としない〔附属資料「土地建物位置関係図（概略）」参照〕。	

特 記 事 項	・現況では、物件1土地西側のブロック塀が西側にやや傾斜しており、また、物件1土地北西端部で開渠水路の擁壁が一部破損している。 ・土壤汚染の有無に関しては、登記記載事項、過去の住宅地図による地歴調査、聴取調査等からは土壤汚染が疑われる特段の利用履歴は確認できず、土壤汚染の可能性は低い。なお、土壤汚染の有無の詳細は専門調査機関による調査を要する。 ・埋蔵文化財の有無に関しては、多度津町教育委員会事務局生涯学習課に確認した結果、文化財保護法上の周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はないことから、埋蔵文化財埋設の可能性は低いと判断し、当該要因については考慮外として評価する。 ・目的物件の占有等の権利関係は、現況調査報告書参照のこと。
---------	---

一次頁へー

2 建物の概況及び利用状況（物件8主である建物、物件9建物合体建物）

区 分	主である建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	（物件8主である建物部分） 建築年月日（登記記載） 昭和62年4月6日新築、昭和62年11月6日増築 経過年数 約38年（新築時より） 経済的残存耐用年数 経済的耐用年数はほぼ満了している。 （物件9建物部分） 建築年月日（登記記載） 昭和60年9月18日新築、平成3年10月1日増築 経過年数 約40年（新築時より） 経済的残存耐用年数 経済的耐用年数はほぼ満了している。
仕 様	（物件8主である建物部分） 構 造 鉄骨造 屋 根 瓦葺 外 壁 サイディング、ビニール波板等 内 壁 ビニールクロス、ボード、板張り、仕上げなし等 天 井 ボード、ビニールクロス、仕上げなし等 床 クッションフロア、カーペット、コンクリート等 設 備 電気、衛生設備等 （物件9建物部分） 構 造 鉄骨・木造 屋 根 瓦葺 外 壁 サイディング、スレート等 内 壁 ビニールクロス、ジュラク、板張り、仕上げなし等 天 井 ボード、板張り、ビニールクロス等 床 コンクリート、クッションフロア、畳、板張り等 設 備 電気、給排水、衛生設備等
床面積（現況）	1階約298.86㎡、2階約190.37㎡、3階126.35㎡、延約615.58㎡〔未登記増築部分（1階概測約54㎡、2階概測約2㎡）を含む。〕
現 況 用 途 等	階層 3階建 現況用途 倉庫・居宅・事務所 間取り （附属資料「間取図」のとおり）
品 等	物件8主である建物部分、物件9建物部分ともに中位
保守管理の状態	物件8主である建物部分、物件9建物部分ともに劣る（下記特記事項欄を参照）
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	・物件8主である建物、物件9建物は登記上別の建物となっているが、1、2階が連絡通路で接続されており、現況は合体して1棟の建物を形成している。なお、建物全体の機能的な利用のためには必要不可欠な連絡通路であることが窺われることから、両建物は合体状態にあるものと思料する。

特 記 事 項	・目的物件内には、動産類が多く残置されている。また、目的物件については経年劣化が見受けられ、全体的に床、壁及び天井に損傷箇所が多数見受けられる。 ・香川県中讃土木事務所総務課建築指導担当での聴取等によれば、目的物件のうち物件８主である建物部分については、建築確認（①新築時：昭和６１年１０月３日、第７４８号、②増築時：昭和６２年６月５日、第６９号）を取得しているが、完了検査の記録は何れも認められないとのことである。また、目的物件のうち物件９建物部分については、新築時に建築確認（昭和６０年６月１２日、第１６５号、）を取得しているが、新築時の完了検査、増築時の建築確認及び完了検査の記録は何れも認められないとのことである。 ・設備については、使用可能かどうかは不明である。 ・目的物件については、建築時期・構造等から吹付けアスベスト等が使用されている可能性を否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関による調査を要する。 ・目的物件の占有等の権利関係は、現況調査報告書参照のこと。
---------	---

一次頁へー

(合併前物件 8)

区 分	附属建物符号 1
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日（登記記載） 平成 2 年 4 月 1 0 日新築 経過年数 約 3 5 年 経済的残存耐用年数 経済的耐用年数はほぼ満了している。
仕 様	構 造 軽量鉄骨造 屋 根 亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁 サイディング等 内 壁 ビニールクロス等 天 井 ボード等 床 クッションフロア等 設 備 電気等
床 面 積（現 況）	1 5 . 1 2 m ²
現 況 用 途 等	階層 平家建 現況用途 事務所 間取り （附属資料「間取図」のとおり）
品 等	下位
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	・ 目的物件内には、動産類が残置されている。また、目的物件については全体的に床、壁及び天井に経年劣化が見受けられる。 ・ 香川県中讃土木事務所総務課建築指導担当での聴取等によれば、目的物件については建築確認、完了検査の記録は何れも認められないとのことである。 ・ 設備については、使用可能かどうかは不明である。 ・ 目的物件については、建築時期・構造等から吹付けアスベスト等が使用されている可能性を否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関による調査を要する。 ・ 目的物件の占有等の権利関係は、現況調査報告書参照のこと。

ー次頁へー

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1、3、7一体地）
目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地 積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
一体地	30,800	0.81	461.08	0.60	6,902,000
1	—	—	299.59	—	※4,485,000
3	—	—	109.29	—	※1,636,000
7	—	—	52.20	—	※781,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 多度津-1

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $28,400\text{円}/\text{㎡} \times 99.8/100 \times 100/100 \times 100/92 \div 30,800\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし

◇地域格差：街路条件▲12%、交通接近条件+5%（相乗値）

イ 個別格差：角地+2%、間口・奥行▲5%、規模▲10%、形状▲5%、水路介在▲2%（相乗値）

ウ 地 積：登記記載数量による。

エ 建付減価：地上建物の築年数、用途、配置等の現況に鑑み、▲40%の建付減価の発生が認められると判断した。

※ 各物件の建付地価格は、物件1、3、7一体地の建付地価格を登記記載数量にて面積按分して求めた（適宜端数整理）。

物件1： $6,902,000\text{円} \times 299.59\text{㎡} \div 461.08\text{㎡} \div 4,485,000\text{円}$

物件3： $6,902,000\text{円} \times 109.29\text{㎡} \div 461.08\text{㎡} \div 1,636,000\text{円}$

物件7： $6,902,000\text{円} \times 52.20\text{㎡} \div 461.08\text{㎡} \div 781,000\text{円}$

一次頁へー

(2) 更地（公衆用道路）価格（物件2、4～6土地）
 目的土地の更地価格（共有持分価格）を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地 積 (㎡)	建付減価	更地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
2	30,800	0.05	112×4/40	—	17,000
4	同 上	0.05	87×4/40	—	13,000
5	同 上	0.05	18×4/40	—	3,000
6	同 上	0.05	6.92×4/40	—	1,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

前記（1）建付地価格査定時と同様の方法により、標準画地価格を30,800 円/㎡と査定した。

イ 個別格差：（物件2） 現況私道敷▲95%

（物件4） 現況私道敷▲95%

（物件5） 現況私道敷▲95%

（物件6） 現況私道敷▲95%

ウ 地積：登記記載の数量・共有持分割合による。

エ 建付減価：必要なし

一次頁へー

(3) 建物価格（物件8主である建物、物件9建物合体建物、合体前物件8附属建物符号1）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価 率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
物件8主である建物部分	150,000	約434.35	0.03	1,955,000
合体前物件8附属建物符号1	120,000	15.12	0.01	18,000
小 計				1,973,000
物件9建物部分	167,000	181.23	0.03	908,000

イ 現況延床面積：物件8主である建物部分につき、増築部分概測約56㎡を加算した。

ウ 現 価 率：耐用年数に基づく方法（定額法）と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

・物件8主である建物部分

経済的残存耐用年数をほぼ満了しており、建物用途、現況等を考慮して、現価率を3% (0.03) と査定した。

・合体前物件8附属建物符号1

経済的残存耐用年数をほぼ満了しており、建物用途、現況等を考慮して、現価率を1% (0.01) と査定した。

・物件9建物部分

経済的残存耐用年数をほぼ満了しており、建物用途、現況等を考慮して、現価率を3% (0.03) と査定した。

一次頁へー

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	4,485,000	0.5	法定地上権	2,243,000
3	1,636,000	0.5	法定地上権	818,000
7	781,000	0.5	法定地上権	391,000
計				3,452,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

一次頁へー

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	4,485,000	-2,243,000		0.85	0.6	1,143,000
2	17,000	—		0.85	0.6	9,000
3	1,636,000	-818,000		0.85	0.6	417,000
4	13,000	—		0.85	0.6	7,000
5	3,000	—		0.85	0.6	2,000
6	1,000	—		0.85	0.6	1,000
7	781,000	-391,000		0.85	0.6	199,000
8	1,973,000	+2,145,000※ ₁	1.0	0.85	0.6	2,100,000
9	908,000	+1,307,000※ ₂	1.0	0.85	0.6	1,130,000
一括価格（合計）						5,008,000

※₁、※₂、土地利用権等の加算額については、物件8、9建物の現況の建築面積（水平投影面積）の割合により按分し、下記のとおり査定した。

※ ₁	3,452,000円	約195.12㎡／約313.98㎡	2,145,000円※ ₁
※ ₂		118.86㎡／約313.98㎡	1,307,000円※ ₂

ウ 占有減価修正：特になし

エ 市場性修正：建物用途の特殊性に鑑み汎用性の乏しい部分を含む合体建物が存する現況、建築確認の取得状況、塀の状態、残置物の存在等により市場参加者が限定されることによる市場性の減退等を考慮し、▲15%の市場性修正が必要と判断した。

オ 競売市場修正：評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

－次頁へ－

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（多度津－1）

所 在：仲多度郡多度津町若葉町239番5「若葉町8－5」
価 格：28,400円／ m^2
位 置：JR予讃線「多度津」駅の東方約1.5km（道路距離）
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：208 m^2
供給処理施設：水道、ガス、下水
接 面 街 路：北東側4m町道
用 途 指 定 等：（都）1中専（建蔽率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要：一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1		6,333,033円
物件2		0円
物件3		1,397,709円
物件4		0円
物件5		0円
物件6		0円
物件7		667,585円
物件8		3,480,875円
物件9		1,839,872円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 土地建物位置関係図（概略）
- 5 建物間取図

以 上

国土地理院地形図
「讃岐栗島」、「丸亀」
「仁尾」、「善通寺」

最寄駅

公示地：多度津-1

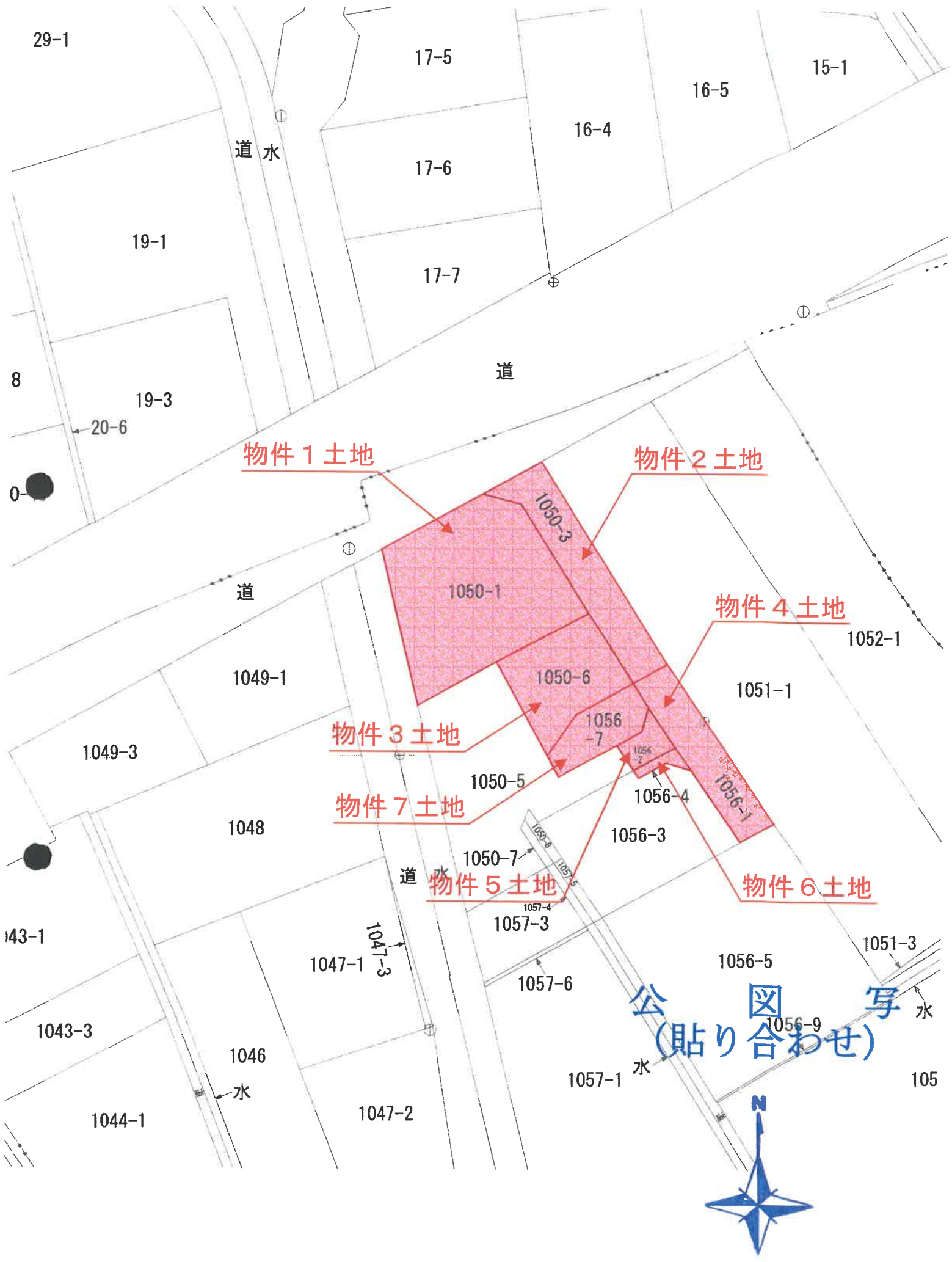
物件1～9

位置図



S ≒ 1:25,000

15



S ≒ 1:500

登記年月日：平成13年7月26日

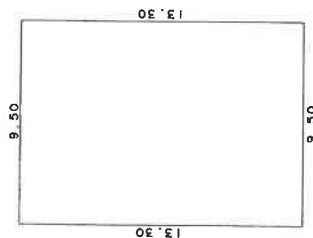
平成13年7月26日 各 階 平 面 図 建 物 階 平 面 図

家屋番号 1050番1

建物の所在 仲多度郡多度津町大字西原字大木1050番地1

1701435

主たる建物
1階、2階、3階 (各階同型)



求 積 表

$$9.50 \times 13.30 = 126.3500$$

合 計 126.3500
床面積 126.35 m²

附属建物符号1

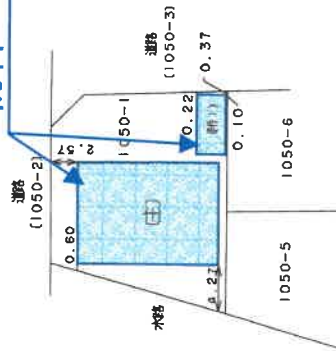


求 積 表

$$5.50 \times 2.75 = 15.1250$$

合 計 15.1250
床面積 15.12 m²

物件 8 建物



昭和 平成 13年 7月26日 登記

作 製 者
土地調査士
家園

7月23日作製

縮尺 1/250

申 請 人

縮尺 1/500

(香川県土地家屋調査士会用紙)

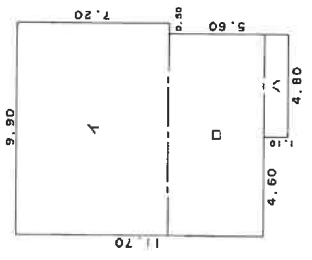
登記年月日：平成13年7月26日

平成13年7月26日 各 階 平 面 図 建 各 階 平 面 図 11272

家屋番号	1050番6
建物の所在	仲多度郡多度町大字新原字大木1050番地6、1056番地7

1701437

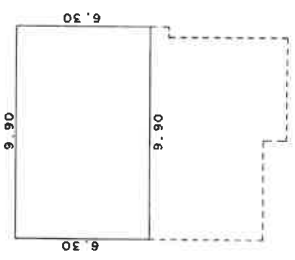
1階



求積表

イ	9.90 × 7.20	=	71.2800
ロ	9.90 × 4.50	=	42.3000
ハ	4.80 × 1.10	=	5.2800
合計			118.8600
床面積			118.86 m ²

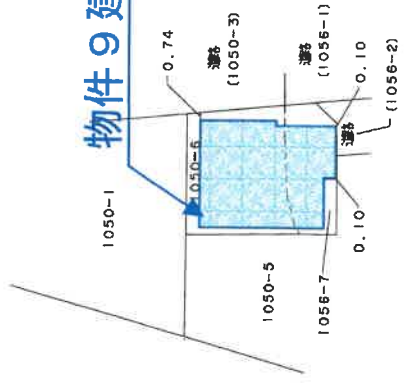
2階



求積表

	9.90 × 6.30	=	62.3700
合計			62.3700
床面積			62.37 m ²

物件 9 建物

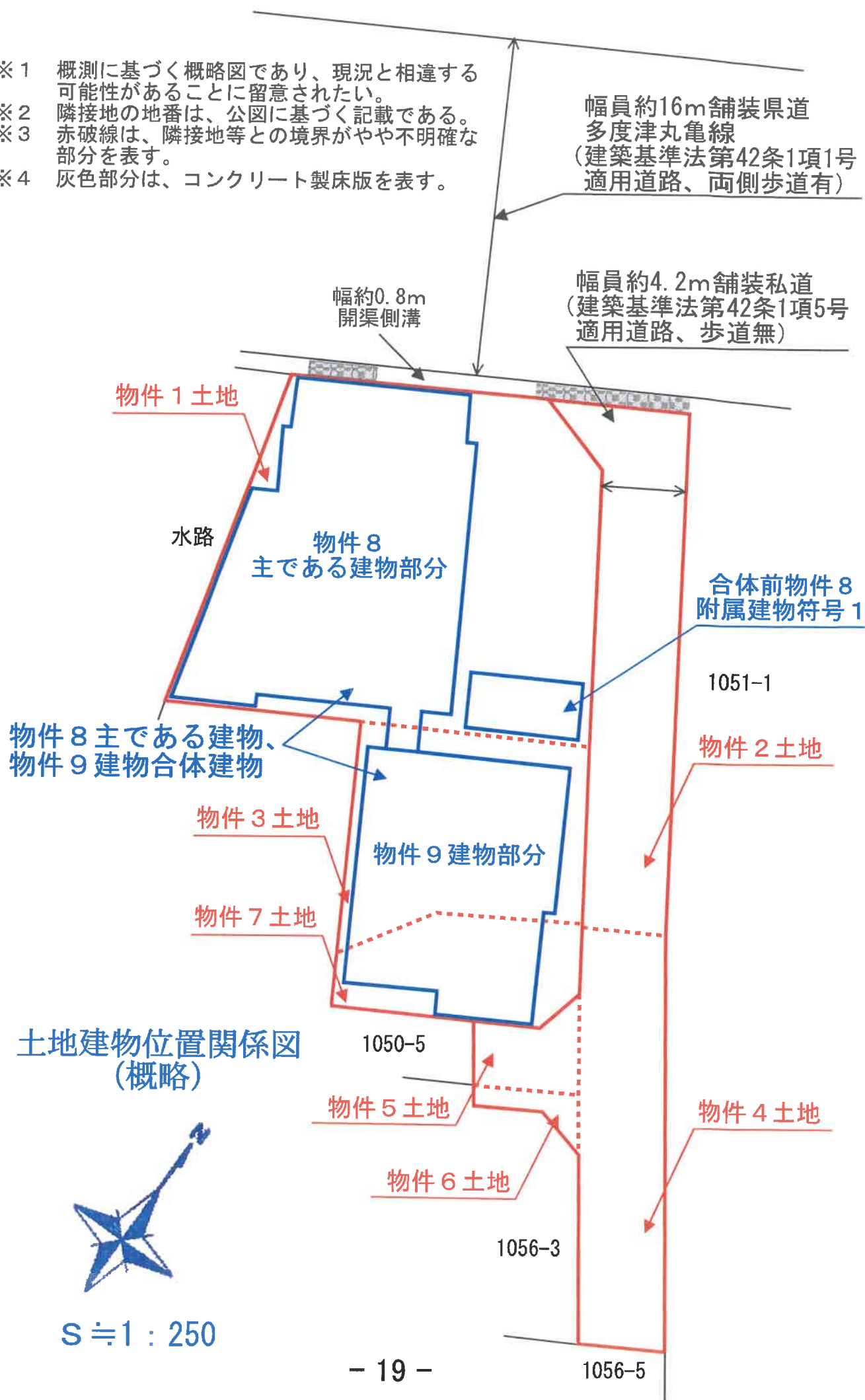


昭和53年7月26日登記

作製者	土地調査士	縮尺	1/250	申請人		縮尺	1/500
-----	-------	----	-------	-----	--	----	-------

(香川県土地家屋調査士会用紙)

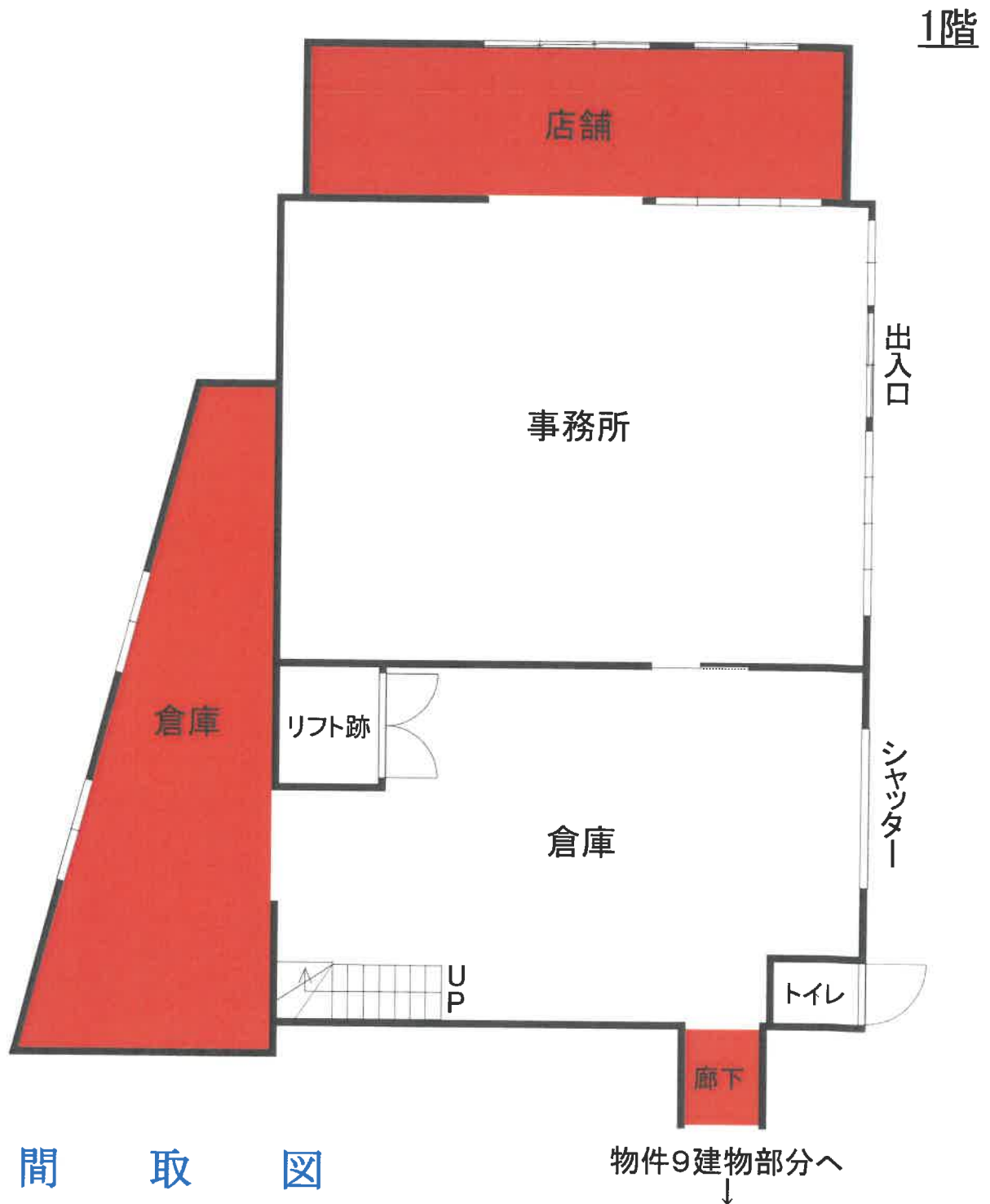
- ※1 概測に基づく概略図であり、現況と相違する可能性があることに留意されたい。
- ※2 隣接地の地番は、公図に基づく記載である。
- ※3 赤破線は、隣接地等との境界がやや不明確な部分を表す。
- ※4 灰色部分は、コンクリート製床版を表す。



物件 8 主である建物、
物件 9 建物合体建物

物件 8 主である建物部分

※ 赤色部分は未登記増築部分（概測約54㎡）を表す。



間 取 図

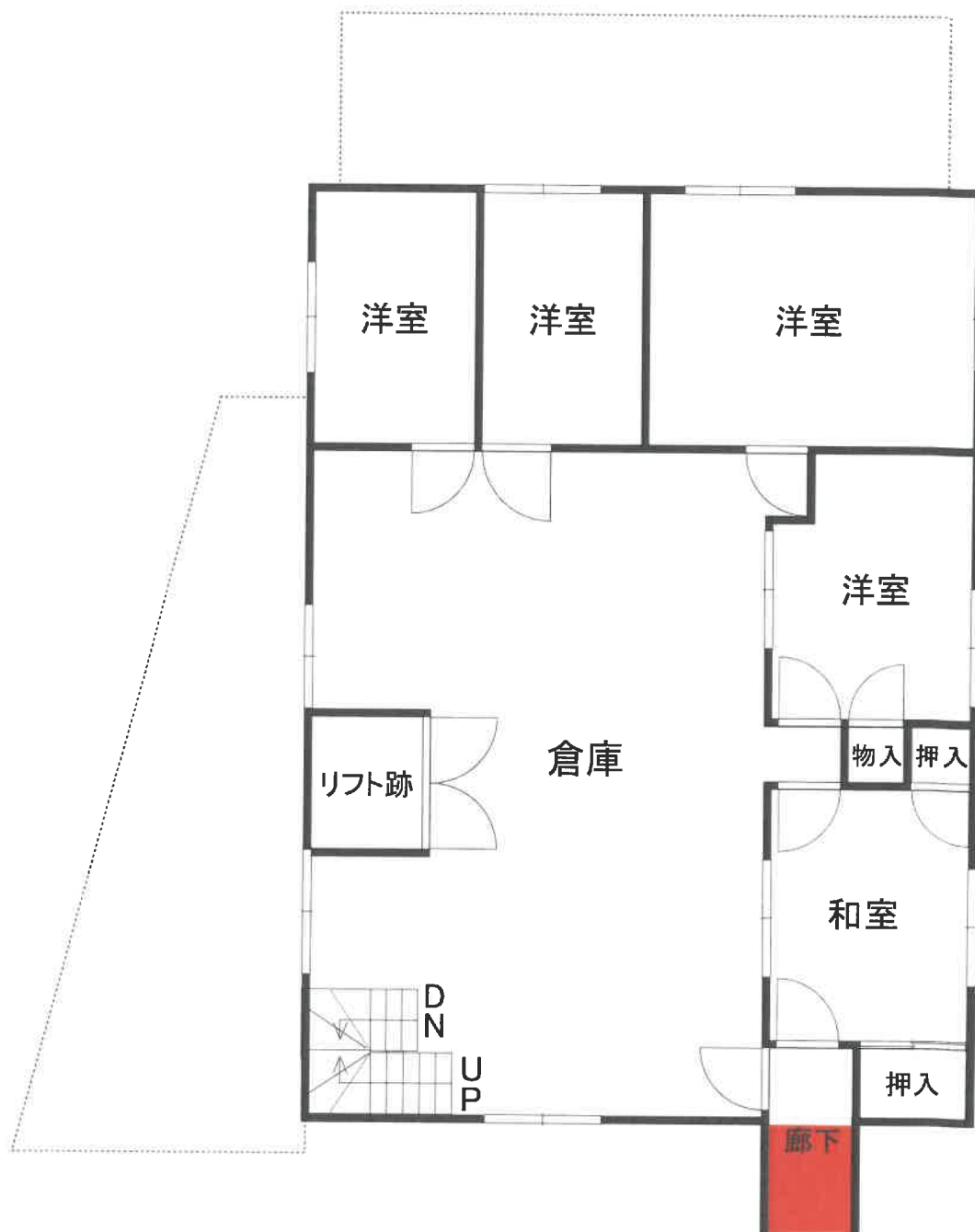


物件8主である建物、
物件9建物合体建物

物件8主である建物部分

※ 赤色部分は未登記増築部分(概測約2㎡)を表す。

2階



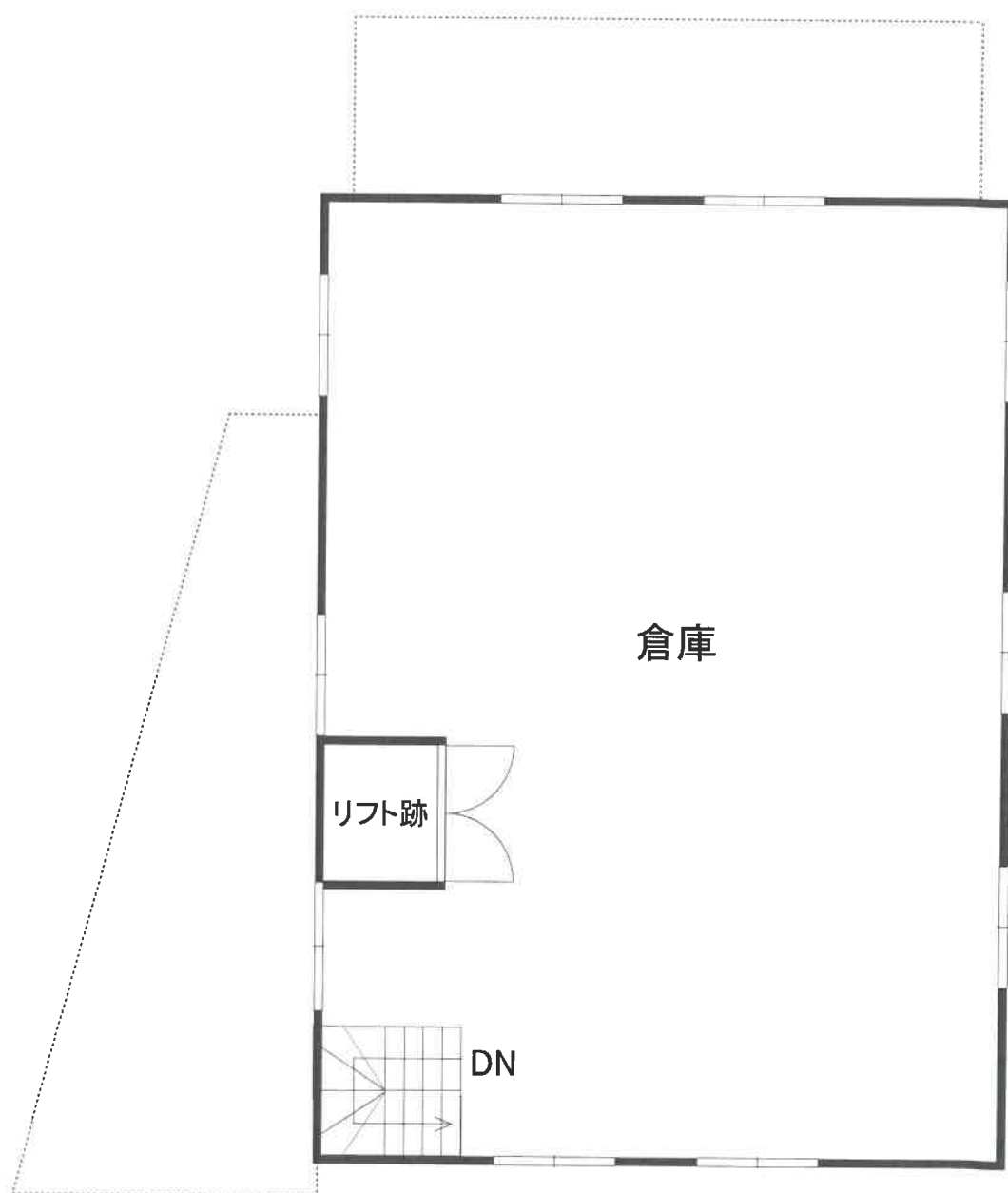
間 取 図



物件 8 主である建物、
物件 9 建物合体建物

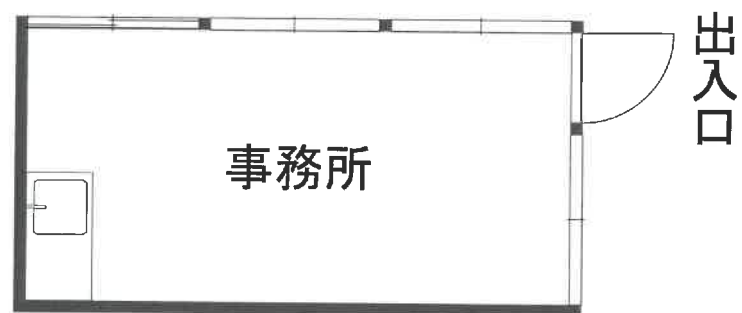
物件 8 主である建物部分

3階



間 取 図





間 取 図



物件 8 主である建物、
物件 9 建物合体建物

物件 9 建物部分



間 取 図

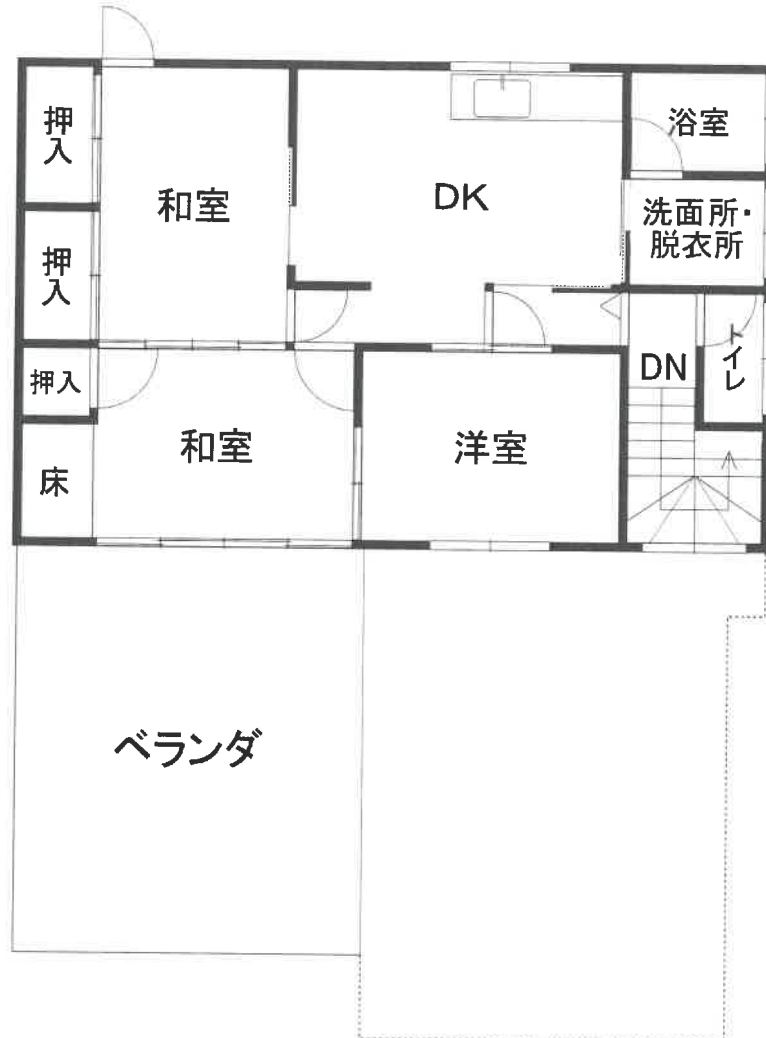


物件8主である建物、
物件9建物合体建物

物件9建物部分

↑
物件8主である建物部分へ

2階



間 取 図

